　　　笛吹市山梨県屋外広告物条例の施行に関する規則

　(趣旨)

第1条　この規則は、山梨県屋外広告物条例(平成3年山梨県条例第35号。以下「県条例」という。)及び山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成11年山梨県条例第47号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

　(定義)

第2条　この規則において「屋外広告物」とは、県条例第2条第1項で定めるものをいう。

　(申請)

第3条　県条例第7条第3項(県条例第9条第6項において準用する場合を含む。)の申請書は、広告物等表示(設置)許可申請書(様式第1号)とする。

　(許可標識)

第4条　県条例第11条第1項(県条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の屋外広告物設置許可済証は様式第2号、屋外広告物設置許可済印は様式第3号とする。

　(変更の許可等)

第5条　県条例第7条第3項(県条例第12条第2項及び同項において準用する県条例第9条第6項において準用する場合に限る。)の申請書は、広告物等表示(設置)変更許可申請書(様式第4号)とする。

2　県条例第12条第3項の規定による届出は、広告物等表示者(設置者)変更届(様式第5号)とする。

　(許可の有効期間の更新)

第6条　県条例第12条の2第1項の規定による更新の申請書は、広告物等表示(設置)有効期間更新申請書(様式第6号)とする。

　(点検義務等)

第7条　県条例第13条の2第3項の規定による点検の結果は、広告物等安全点検報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

　(除却義務等)

第8条　県条例第14条第3項の規定による届出は、広告物等除却届(様式第8号)とする。

　(違反是正事務)

第9条　市長は、県条例第14条の2に規定する勧告及び公表並びに県条例第15条に規定する違反に対する措置を行う場合は、山梨県違反屋外広告物是正事務処理要領を準用し、必要な措置を講ずるものとする。

　(広告物等を保管した場合の公示方法)

第10条　県条例第17条第1項第1号の規則で定める場所は、笛吹市公告式規則(平成16年笛吹市規則第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するものとする。

2　県条例第17条第2項の規則で定める様式は、保管広告物等一覧表(様式第9号)とする。

3　県条例第17条第2項の規則で定める閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

1. 閲覧に供する場所は、笛吹市建設部まちづくり整備課の事務所内とする。
2. 閲覧に供する日は、笛吹市の休日を定める条例(平成16年笛吹市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く日とする。
3. 閲覧に供する時間は、午前9時から午後5時までとする。

　(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第11条　県条例第20条第1項の規則で定める場所は、笛吹市建設部まちづくり整備課の指定するところとする。

　(報告等の徴収及び立入検査)

第12条　県条例第23条第2項の証明書は、様式第10号とする。

　(管理者の届出)

第13条　県条例第26条の規定による届出は、広告物等を管理する者(以下「管理者」という。)を置いたときは管理者設置届(様式第11号)により、管理者を変更したとき、又は管理者の氏名若しくは住所に変更があったときは管理者変更届(様式第12号)によらなければならない。

(手数料)

第14条　県条例第43条第1項の規定により許可を受けようとする者は、笛吹市手数料条例(平成16年笛吹市条例第66号)第2条第1項に規定する額を前納しなければならない。

2　政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、前項の規定は、適用しない。

3　既に納付した手数料は、還付しない。

4　市長は、県条例第43条第6項の規定により、公益上特に必要があると認めるときは、第3条の許可(第6条の許可の有効期間の更新の申請を含む。)に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

5　前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、広告物等表示(設置)許可申請等手数料減免申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

　(その他)

第15条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　(施行期日)

1　この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行前に、山梨県屋外広告物条例(平成3年山梨県条例第35号)及び山梨県屋外広告物施行規則(平成4年山梨県規則第10号)の規定により提出された申請書等は、この規則の規定により提出されたものとみなす。